

平成28年熊本地震に関する熊本市への派遣について（報告）

総務部税務課市民税係 主任 布施 恵太

平成28年4月14日以降に発生した熊本地震について、全国市長会からの要請により平成28年6月1日から30日までの1か月間、当市の税務課から熊本市に2名派遣することとなり、私は後半の6月16日から30日まで、り災証明書発行業務に付随する、地震で損壊・倒壊した家屋の被害認定調査業務に従事しました。

り災証明書は建物の災害による被害の程度を証明する書面であり、行政などの支援を受ける際に必要になります。

り災証明書には損害の程度が記載され「被害なし」「一部損壊」「半壊」「大規模半壊」「全壊」の5段階に分かれます。

り災証明書発行業務を担当する窓口で、被害程度が判別できる写真等の資料を添付して申請することができますが、「一部損壊」以外の証明書については被害認定調査を受けなければ、発行されません。

また、1度目の被害認定調査（1次調査）の調査結果に不服のある場合は再調査（2次調査）を申請することができます。

しかし、認定調査による判定が確定するまでは、り災証明書を発行できないため、り災証明書の取得が条件となる「被災者生活再建支援金」や「被災住宅の応急修理に関する支援」などの行政支援を受けることができません。

熊本市では震災の約1か月後から、り災証明書の発行業務を本格的に開始しましたが、7月13日までに住宅について57,489件の1次調査の申請があり、22,392件の2次調査の申請があったことから、未だり災証明書の発行が完了していないため、支援を十分に受けることができない被災者がいます。

私が主に従事したのは2次調査であったことから、被災した家屋の内外を調査し、地震発生時に居住していた方に対して調査結果の説明を行いました。

震災から約2か月が経過していたことから、多くの被災者は復興に向けて動き始めており、被災した家屋を修繕するのか、取り壊して建て替えるのか、その判断のためにも調査を待たれている状況でした。

調査の結果「半壊」以上の被害と判定された場合は、家屋の修繕等に一部の行政等からの支援があることから、大規模な修繕工事や建て替えに前向きになれる方もいました。

また、「大規模半壊」や「全壊」の被害と判定された場合は、被災した家屋に居住し続ける不安から、「仮設住宅」や「みなし仮設住宅」に関する支援などを受けることを検討される方がいました。

り災証明書の発行が一つの契機になり、今後の生活の再建に役立てることができたように思います。

今回の地震についてお会いした多くの熊本市民の皆さんから、「まさか熊本で地震があるとは」と、まったく予想外であったとの感想を聞くことができました。

東日本大震災（2011年）や福岡県西方沖地震（2007年）の記憶を忘れてはいないものの、自分達の身に襲いかかることを想像できなかつたと嘆かれていました。

また、熊本市が所有する市民会館などの公共施設も震災の被害を受けており、熊本県益城町など5つの自治体では庁舎が使用できなくなりました。

北広島市役所職員として、災害等の非常事態に直面する“前”にどのような準備をとることができるのか、今回の派遣を通じて得た経験を北広島市の防災担当や災証明書発行担当と共有し、備えを怠ることのないようにしていきたいと思ひます。

被災した家屋（内壁）



被災した家屋（基礎）



調査班集合場所（市民会館）



熊本城石垣



益城町（町役場周辺）

